

2022年9月13日
イオン・アリアンツ生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの入院給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

イオン・アリアンツ生命保険株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:川島 貴志、以下「当社」)は、終身医療保険「元気パスポート」の発売時より実施している入院の特別取扱(以下「みなし入院」)について、9月26日(月)以降のお支払いの対象を以下のとおり見直します。

【「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象】

9月26日(月)以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化リスクの高い以下の方

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠されている方

※9月25日(日)以前に診断された方については、上記の対象の方に限らずお支払いの対象となります。

【今般の見直しの背景等】

医療保険の入院給付金等は、保険約款において「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨定めています。

新型コロナウイルス感染症に罹患された方について、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。

こうした中、当社では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに十全な対応をすべく、入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情などにより、臨時施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については、約款上の定義には該当しないものの「入院」と同等に取り扱う「みなし入院」を実施してまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律で重症化リスクの高い方に限定する旨が政府より公表されるなどの状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方を、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって「常に医師の管理下において治療に専念し「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年9月26日(月)以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を上記のとおり見直すことにしました。

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		9月25日まで	9月26日以降
入院された場合 (約款における取扱)		○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊・自宅療養 された場合	重症化リスクの高い方	○ お支払い対象	○ お支払い対象
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外

なお、当社では、新型コロナウイルス感染症に関する医療機関や保健所の事務負担の軽減につながるよう、宿泊療養・自宅療養による入院給付金のご請求手続きにおいて、医療機関や保健所が発行する療養証明書以外でも柔軟にお取り扱いしております。また、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。

【お客さまのお問合せ窓口】

イオン・アリアンツ生命 カスタマーサービスセンター
 **0120-503-928** (フリーコール)
 受付時間：月～金 9:00～21:00 土日・祝日 9:00～17:00 (年中無休)

【イオン・アリアンツ生命保険株式会社について】

イオン・アリアンツ生命は、2008年にアリアンツ生命保険株式会社として生命保険事業を開始しました。2020年3月にイオンフィナンシャルサービスがアリアンツ生命株式の60%を取得し、2020年5月にイオン・アリアンツ生命保険株式会社に社名を変更した新しい生命保険会社です。イオンフィナンシャルサービスおよびイオングループが有するリテール事業ノウハウや広大な流通ネットワークと、従来からのアリアンツ・グループの有する保険やリスク管理分野におけるグローバルで高度な金融専門性との組み合わせによる相乗効果を強みとしています。(イオン・アリアンツ生命公式ウェブサイト <https://www.aeon-allianz.co.jp/>)

【イオンフィナンシャルサービス株式会社について】

イオンは8の事業をもつ純粋持株会社体制のもと、バランスよく成長する日本最大の小売業グループです。その中でイオンフィナンシャルサービスはイオングループの総合金融事業を担っています。

【アリアンツ・グループについて】

1890年にドイツで設立され、1世紀をこえる歴史をもつアリアンツ・グループは、現在世界70カ国以上、1億をこえるお客さまに生命保険、損害保険、資産運用の各分野で保険・金融サービスを提供しています。

【お問い合わせ先】

イオン・アリアンツ生命保険株式会社(広報担当)
 Tel:03-4588-1505 E-mail:contact@aeon-allianz.co.jp